④　クライアントにおける以下のＯＳ等の前提について十分な知識を有する者であること。
ア　ＯＳ：Windows2000／ＸＰ
イ　ブラウザ：Internet Explore5. 01以降
⑤　情報セキュリティに関する十分な知識を有する者であること。
⑶　守秘義務に関する要件
第１号４⑶に同じ。
⑷　業務執行体制に関する要件
①　国、地方公共団体又は独立行政法人等の基幹業務システム系データのユーザ利用、帳票の電子化に関するシステム又は同種システムに関する十分な知識、経験を有する要員を配置できること。
②　本業務の契約開始日時から直ちに本業務を円滑に行える体制を確立できること。
③　本業務の成果物であるシステムの納入後、機構が指定するシステム運用業者が監視・運用業務を直ちに行えるよう、引継ぎを行える体制を確立できること。なお、引継ぎは本業務の受託者の責任と負担で行うものとする。
⑸　業務実績に関する要件
本公示日以前の過去３年間において、本業務と同規模と認められる日立製サーバ、ホストを使用した基幹業務システム系データのユーザ利用、帳票の電子化に関するシステム、同種システムの開発または改修業務を行った実績を有すること。
５　手続等
第１号５に同じ。
６　その他
第１号６に同じ。
７　Summary
⑴　Subject matter of service : A set of revision of the electronic business form system
⑵ and ⑶　the same with above (no. 1　7(2) and 7(3))

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成21年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成21年７月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成21年６月30日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　佐々木克已

記

１　記３⑷㈡④中「平成21年６月30日」を「平成21年９月30日」に改める。
２　記３⑽㈠を次のとおり改める。
㈠　割引を適用する期間
平成21年４月１日から平成21年９月30日までの間
３　記３⑾㈠を次のとおり改める。
㈠　割引を適用する期間
平成21年４月１日から平成21年９月30日までの間

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年阪神高速公告第21号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成21年７月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成21年６月30日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　木下　博夫

記

１．記Ⅰ〔１〕３⑮⑥イｄ中「６月30日」を「９月30日」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成21年第６号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成21年６月30日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

２⑶ナ㈦の次に次のとおり加える。
㈬　フライトせとうちレンタカープラン
①　割引をする自動車
ａからｃの自動車道毎に定めるインターチェンジでの流入及び流出をする自動車で、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車並びに、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるために会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされているものに限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（以下「ＥＴＣ車」という。）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）のうち普通車。
ａ　神戸淡路鳴門自動車道
神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジから流入し、鳴門北インターチェンジ若しくは鳴門インターチェンジで流出又は鳴門インターチェンジ若しくは鳴門北インターチェンジから流入し、垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジで流出
ｂ　瀬戸中央自動車道
早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジから流入し、坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジで流出又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの区間のいずれかのインターチェンジで流出
ｃ　西瀬戸自動車道
西瀬戸尾道インターチェンジ若しくは向島インターチェンジから流入し、今治北インターチェンジ若しくは今治インターチェンジで流出又は今治インターチェンジ若しくは今治北インターチェンジから流入し、向島インターチェンジ若しくは西瀬戸尾道インターチェンジで流出
なお、神戸淡路鳴門自動車道では、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間、西瀬戸自動車道では、因島北インターチェンジから大島南インターチェンジの間において途中流出を可能とする。ただし、会社が別に定める通行券で通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車が途中流出した場合、途中流出したインターチェンジより流入したインターチェンジ側区間にあるインターチェンジからは、途中流出前の通行の有無に関わらず再流入できない。また、再流入後の進行方向は、途中流出前の進行方向に限る。
②　割引率又は割引を適用した後の料金の額
割引率又は料金の額は次のとおりとする。

走　行　種　別	自動車道の区分	割引率又は料金の額
ＥＴＣ車	—	50%
ＥＴＣ車以外の自動車	神戸淡路鳴門自動車道	3,500円
	瀬戸中央自動車道	2,500円
	西瀬戸自動車道	3,300円

ただし、本割引以外の割引（本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引を除く。）の適用条件を満たすＥＴＣ車の割引額は、本割引の割引額と当該割引額との差額とする。
③　実施期間
平成21年７月１日（水）から平成22年３月31日（水）まで
なお、本割引の有効期間は、実施期間の範囲で本州四国連絡高速道路の利用開始日から連続した３日間とする。
④　適用区間
神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間
瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間
西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間
⑤　その他
本割引を受けるＥＴＣ車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。